

ご注意ください！！

～旧規格の安全帯は令和4年1月2日から使用できません～

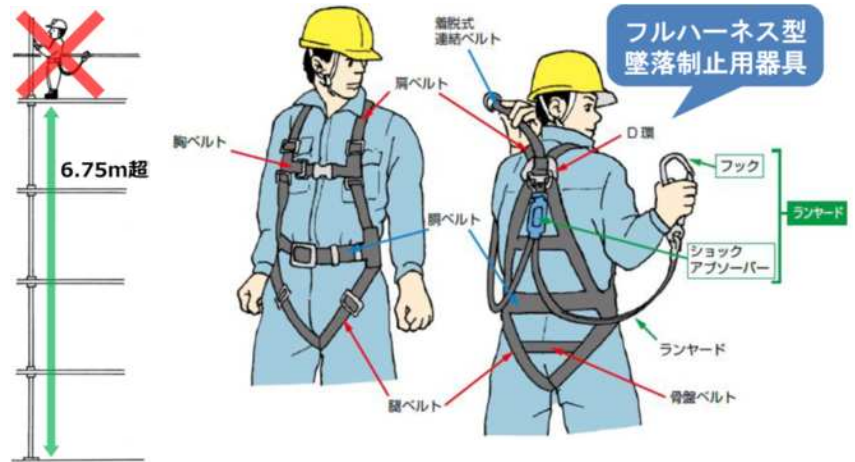
建設業等の高所作業で使用される「墜落制止用器具」（旧名称：安全帯）については、平成31年2月1日施行の改正労働安全衛生法施行令で、これまでの「安全帯」の呼び名が「墜落制止用器具」に改正されました。

また、「安全帯の規格」（平成14年厚生労働省告示第11号、以下「旧規格」という。）も全面改正されて「墜落制止用器具の規格」（以下「新規格」という。）となり、平成31年2月1日から施行されています。

新規格では、経過措置（猶予期間）が設けられ、令和元年8月1日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U字つり）、ハーネス型のいずれも含む）であって、旧規格に適合しているものは、令和4年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされ、高さにかかわらず使用可能でしたが、**令和4年1月2日以降は、旧規格の安全帯は使用できなくなります。**

つきましては、皆様の事業場において、**旧規格の安全帯が残っている場合は、誤って使用することがないように確認をお願いします。**

墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則ですが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さ6.75m以下）は「胴ベルト（一本つり）」を使用できます。



安全帯の規制に関する政省令・告示改正のスケジュール

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												使用禁止
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												販売禁止

